

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の整備及び庁内関係所属所との連携

本計画は高齢者福祉事業・介護保険事業の施策にとどまらず、庁内の幅広い事業が関連することから、関係所属所により組織された久喜市高齢者福祉計画推進会議において、庁内の調整を図り、計画を実効性のあるものにしていきます。

当該会議の開催以外においても、関係所属所と必要に応じて連携し、高齢者福祉事業・介護保険事業の円滑な実施に努めます。

また、さまざまな障がいのある方が加齢により介護保険制度の対象になったとき、障がい者福祉サービスから介護サービスに切れ目なく移行できるよう、本市の介護保険部門と障がい福祉部門との緊密な連携を図ります。

(2) 関係各機関との連携

本計画を実施するためには、本市の関係部署のみならず、地域住民や社会福祉協議会、介護事業者、医療機関などの地域医療・福祉に関連する機関などとの連携が必要不可欠です。

本市は、これらの関係機関との連携を図りながら、高齢者福祉・介護保険サービスをより充実していきます。

(3) 計画の周知

広報くきや市ホームページを積極的に活用するとともに、高齢者を対象としたサービス内容を解説したパンフレットや、介護サービス利用のための相談、その他のイベント等を通じて、本計画の幅広い周知に努めます。

(4) 進行管理と事業の評価

高齢者福祉計画・介護保険事業計画や介護福祉施策の重要な事項について審議するため、公募による市民、介護保険被保険者の代表者、保健・医療及び福祉の関係者、学識経験者等で組織される久喜市介護保険運営協議会を設置しています。

本計画策定後も、随時、協議会を開催し、計画の達成状況や給付実績等を報告し、各委員から幅広くご意見を伺い、Plan-Do-Check-Actionのサイクルで事業の改善を図りながら、高齢者福祉事業及び介護保険事業の円滑な運営を推進していきます。この際、保険者機能強化推進交付金の評価結果等も参考に実施します。

また、本協議会は久喜市介護保険条例第12条の規定により、地域密着型サービス運営委員会としての役割も担っているため、地域密着型サービスの新規指定、更新等にあたっては、本協議会に諮り、意見をいただきます。

